



## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

今年度も認定調査へのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

### ◆「4-12 ひどい物忘れ」について◆

判断に迷いやすい項目のため、eラーニング問題からの紹介です

#### 問 題

「ひどい物忘れ」の基本調査の選択基準について、誤っているのはどれですか。

1. 電話の伝言をし忘れるといったような、単なる物忘れも含まれる。
2. 「ひどい物忘れ」によって周囲の者が何らかの対応をとらなければならない状況（火の不始末）が含まれる。
3. 寝たきりで、認知症もあるが、意思疎通もできないので、「ない」を選択した。

#### 解 説

##### 【「ひどい物忘れ」の定義】

「ひどい物忘れ」行動の頻度を評価します。この物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの行動をとらなければならない状況（火の不始末など）のことです。電話の伝言をし忘れるといったような、単なる物忘れは含みません。

なお、具体的な行動の状況について「特記事項」に必ず記載してください。

回答：1

### ◆長寿支援課からのお知らせ◆

認定調査適正化事業のチェックリストに基づき、調査票のチェックを始めました。今まで6事業所の確認をさせていただきましたが、現在のところ問題となる事業所はありませんでした。引き続き、適正な調査へのご協力をお願いいたします。

#### 【介護認定の状況】（H31.4.17時点）

2月申請	609 件のうち審査会の予定が決まっていない数	12 件
3月申請	595 件のうち審査会の予定が決まっていない数	188 件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）

## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

### ★★ 「3-1 意思の伝達」と「5-3 日常の意思決定」の違いについて★★

いずれも「能力」を評価する項目です。

4月の新任調査員研修にて、間違えやすい項目として紹介されましたので、もう一度確認をお願いいたします。

#### 「3-1 意思の伝達」のポイント

会話であっても、身振りであっても、伝達する意思の内容の合理性は問わない。  
妄想であっても、自分の意思や考えを伝えることができれば「できる」とする。

#### 「5-3 日常の意思決定」のポイント

毎日の暮らしにおける活動について、内容を理解しており、意思決定できるかどうかを確認する。

### <具体的な例（マニュアルQ&Aより）>

日常生活の中で、「どの服を着るか」の意思決定をする場合に、「ご飯が食べたい」と回答するような場合は、「意思決定」そのものは行なわれているが、決定した内容を理解しているとは考えられないため、「日常の意思決定」はできていないと考える。一方、決定された意思の合理性は問わないため、「意思の伝達」はできているものとする。

### 調査員の皆様へ

特記事項の記入についてお願いです。各項目すべてにおいて特記事項を記入してしまうと、審査委員さんが繰り返しで読みづらく感じてしまうと意見がありました。同じ内容の場合は項目をまとめて記入していただき、2枚以内程度でお願いいたします。

#### 【介護認定の状況】（H31.5.24時点）

3月申請	592件のうち審査会の予定が決まっていない数	3件
4月申請	528件のうち審査会の予定が決まっていない数	45件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）

## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

今回は、判断に迷いやすい「簡単な調理」について、おさらいしたいと思います。

### ★★「5-6 簡単な調理」について★★

#### <定義>

「炊飯」「弁当・惣菜・レトルト食品・冷凍食品の加熱」「即席めんの調理」を指し、調査時より概ね過去1週間で、より頻回にみられる状況や日頃の状況で判断する。

よって、おかずの調理については判断材料に含みません。

#### <×特記の例> 選択：4 全介助

炊飯は、家族の指示・見守りの上本人が行う。おかずの調理は家族がすべて行う。より頻回な状況により「全介助」を選択。

この場合、おかずの調理は問われないため、「炊飯」行為のみで判断します。

炊飯は、指示・見守りの上本人が行っているとのことから、「見守り等」となります。

ただし、炊飯行為のうち、米を洗う・スイッチを入れる等に介助が行われている場合は、より頻回な状況により判断します。

↓↓↓

#### <○特記の例> 選択：2 見守り等

炊飯は、家族の指示、見守りがあれば、計量して洗米し、洗ってスイッチを入れるまでの一連の行為を行うことができる。土日は家族が炊飯をしている。より頻回な状況により、「見守り等」を選択。おかずの調理は家族が行う。

#### 【介護認定の状況】（R1.6.26 時点）

5月申請	516 件のうち審査会の予定が決まっていない数	12 件
6月申請	509 件のうち審査会の予定が決まっていない数	207 件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）

## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

過去のワンポイントでもお伝えしましたが、間違いの多い項目のため、今回もお伝えします。

### ★★「2-5 排尿」について★★

\*「介助の方法」により評価する項目です\*

#### 【評価の対象となる排尿の行為とは】

- ・排泄動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ・尿器内への排尿）
- ・陰部・肛門の清拭
- ・トイレの水洗
- ・トイレやポータブルトイレ、尿便器等の排泄後の掃除
- ・オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換
- ・抜去したカテーテルの後始末

#### <例>2-5（排尿）

- × 日中は自分でトイレに行き、排尿している。夜間はトイレへの移動が困難なため、ポータブルトイレで排尿している。ポータブルトイレの後始末は家族が行っている。  
回答：一部介助

- ○ 日中は1日 5～6回自分でトイレに行き、排尿している。夜間はトイレへの移動が困難なため、1日1～2回ポータブルトイレで排尿している。ポータブルトイレの後始末は家族が行っている。頻度により「介助されていない」を選択。  
回答：介助されていない

#### ※特記事項記載のポイント

- ① 排泄方法（トイレ・ポータブル） ②介助の手間（失敗の有無や介助の内容） ③昼夜の違い

※トイレまでの移乗・移動は評価に含みません。

※朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助方法が異なる場合・・・

調査日より概ね1週間の状況において、より頻回にみられる状況や日頃の状況で判断します。

（上記の例において、ポータブルトイレへの排尿回数の方が多ければ、「一部介助」となります）

#### 【介護認定の状況】（R1.8.1 時点）

6月申請	537件のうち審査会の予定が決まっていない数	7件
7月申請	517件のうち審査会の予定が決まっていない数	231件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）

## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

間違いやすい項目のため、eラーニングシステムの問題から紹介します

### ★★「5-1 薬の内服」について★★

**問題** 薬の内服がない（処方されていない）場合について、正しいものはどれですか。  
（ただし、不適切な状況にはないものとします）

- ① 薬剤が処方された場合を想定して、本人の能力で選択する。
- ② 薬剤が処方された場合を想定して、適切な介助の方法を選択する。
- ③ 介助が発生していないので、「介助されていない」を選択する。



### **解説** 調査対象の行為が発生していない場合

薬の内服がない（処方されていない）場合は、薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択したうえで、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載します。

例えば点滴のみの場合も、内服薬が処方された場合を想定して判断し、適切な介助の方法を選択します。

正解：②

### ～具体的な例～

経管栄養であり経口からの服薬がない場合は、経管栄養（胃ろう含む）などのチューブから内服薬を注入されている介助がすべて行われているため「3.全介助」を選択します（テキストより）

認知症等のため、内服が必要だが受診を拒否している場合、服用量だけ適切な時間に渡す介助が必要と判断すれば、「2.一部介助」を選択し、判断した理由を記載します

どのような場合も、テキストをよく読み、そのように判断した理由を特記事項に記載してください

### 【介護認定の状況】（R1.9.2時点）

7月申請 516件のうち審査会の予定が決まっていない数 6件

8月申請 524件のうち審査会の予定が決まっていない数 194件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）



## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

いつも認定調査にご協力いただきありがとうございます。

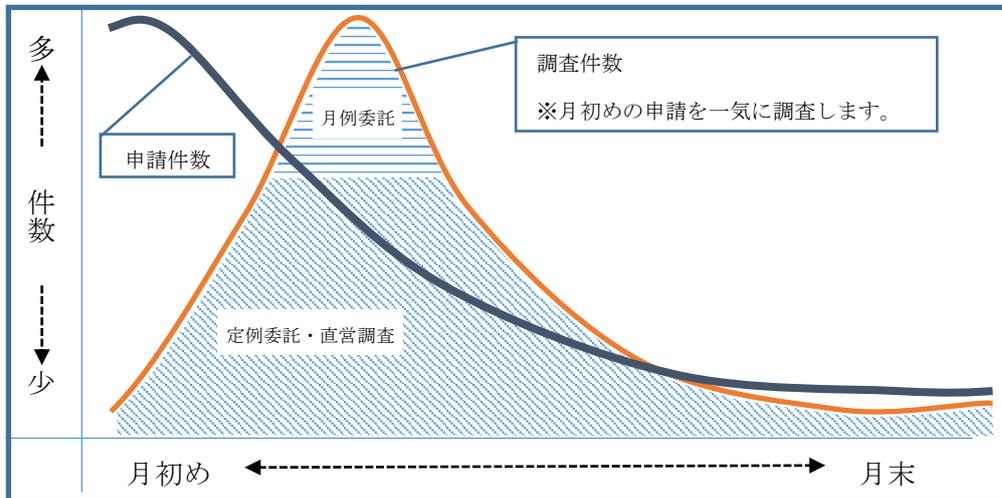
### ★★認定調査の依頼にかかる1ヶ月の流れについて★★

介護保険法の規定から、申請から30日以内に結果を出さなければならないとされており、各自治体は、そこを目指して処理を進めています。（実際は難しく、H30年度の全国平均は38.8日）

そこで、桐生市としては、直営調査員を複数配置しているほか、ご協力いただける事業所に調査委託をしており、①毎週依頼する「定例委託」と、②毎月数件を依頼する「月例委託」を実施しています。これにより、申請が多く寄せられる月初めの処理を「月例委託」に依頼することができ、これまでよりも短期間で結果を出せるようになってきています。

認定調査の依頼のイメージは、以下の図のとおりです。

【申請件数と認定調査のイメージ図】



このような形で認定調査を委託をすることで、月末頃の調査委託が極減することもあり、定例の調査委託をしない週も出てきますが、年単位で認定有効期間が切れるタイミングによっては、平成28年度や平成30年度のように予想を超える認定申請となる場合もありますので、現在の調査委託のできる規模を維持していきたいと考えています。

### 【介護認定の状況】（R1.10.1 時点）

8月申請 520 件のうち審査会の予定が決まっていない数 8 件  
9月申請 510 件のうち審査会の予定が決まっていない数 203 件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）

## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄



### ★★ 「eラーニングシステム」について★★

ご存知の方も多いと思いますが、eラーニングシステムは、厚生労働省によりインターネット上で提供される認定調査員のための学習支援システムです。eラーニングの教材で学習することにより、要介護認定に関する知識を身につけることができます。利用するには、名簿登録が必要となります。

#### <システムで提供される「認定調査員向け講座」に収録されている3つの教材>

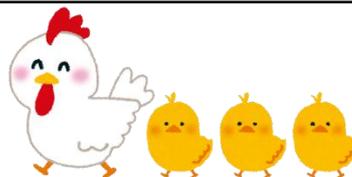
- ① 全国の調査員が同じ問題を解くことで自身の理解度を把握する「全国テスト」
- ② 動画を用いた「学習教材」
- ③ 基本的な考え方や各調査項目の定義について学習する「問題集」

- eラーニングシステムの名簿登録をされていない方は、随時登録を受け付けておりますので、長寿支援課までご連絡ください！！  
→ 登録には、「氏名」「メールアドレス」の情報が必要になります。
- 登録済みの方で、IDやパスワードを忘れてしまった場合は、市より再度通知させていただきますのでご連絡ください。

10/9(水)より「全国テスト10」「令和元年度重点問題集」が受講できるようになりました！ ぜひ、登録していただき、受講をお願いします。

間違えた項目については「弱点補強問題集」として、自分の弱点を集中的に訓練できる「オリジナル問題集」を実施することができます。

また、登録済みの方は、この機会にシステムを開いていただき、「全国テスト10」「令和元年度重点問題集」の実施をお願いします♪



【介護認定の状況】（R1.11.5 時点）

9月申請	509件のうち審査会の予定が決まっていない数	13件
10月申請	489件のうち審査会の予定が決まっていない数	162件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）

## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

### ★★「概況調査」と「特記事項」の記入について★★

要介護認定の平準化を図るため、介護認定審査会からの意見を聴取する場を設けています。その中で出ました意見から、認定調査の適正化を進めるために日頃よりお願いしているところですが、調査票を作成するにあたって以下の各項目について、あらためてご留意くださいますようお願いいたします。

#### 調査票を作成するにあたっての注意事項

- 概況調査に、未だに審査に無関係な家族構成の状況が細かく記載されている場合がある。読み手としては、なるべく審査に関係のある事だけにして欲しい。読み込み時間の負担になる。
- 特記事項は裏表 1 枚にまとめてほしい。
- 文字の大きさが小さいものがあるので、10.5P 以上でお願いしたい。
- 長文で記入するより、短文や箇条書きでポイントをおさえて記入してほしい。
- 手書きの場合読みにくい時があるので、書体を崩さず記入してほしい。
- わかりやすく記入して欲しい。（読み方によってはどのようにも解釈できる場合がある）

#### ★ 次のような意見も出ています ★

- 以前と比べ簡潔・明瞭になってきている。
- まとまっていてよくなったと思います。
- 多くの調査票で詳細に記入されており、審査において大変役立っています。

いつも調査へのご協力ありがとうございます。  
適正な認定調査の実施のため、引き続きご協力をお願いいたします。



#### 【介護認定の状況】（R1.12.12 時点）

10月申請	485件のうち審査会の予定が決まっていない数	6件
11月申請	506件のうち審査会の予定が決まっていない数	60件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係 （内線 394・395）

## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

### ★★「1-5 座位保持」について★★

\*「能力」により評価する項目です\*

【問題】基本調査で、どの選択肢に該当しますか。

調査時、背もたれのない状態での座位を10分程度保持できることを確認した。

日頃の能力も同様である。ただし、いつもは居間で背もたれのある座椅子に寄りかかっている。

- ① できる
- ② 支えてもらえればできる

【解説】選択肢は「できる」「できない」の**能力**で判断する。

調査対象者に実際に行ってもらい、あるいは調査対象者や介護者からの日頃の状況に関する内容で選択する。（マニュアルより）

この場合、10分の座位保持を確認でき、日頃の**能力**も同じであるため「できる」となります。

いつもは座椅子に寄りかかっている、「できる」か「できない」かの視点で判断をお願いします。

\*長座位、端座位など座り方は問いません。

\*福祉用具等を使用している場合は、使用している状態で選択します。

回答：①できる

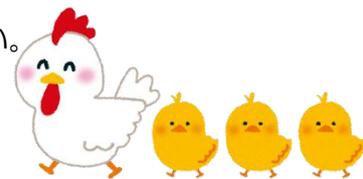
よろしくお願いします

1/27（月）桐生市要介護認定調査員研修を実施します。

追加で参加を希望される場合は、1/23までにご連絡ください。

日時：令和2年1月27日（月）午後2時から4時

場所：桐生市市民文化会館 スカイホール A



【介護認定の状況】（R2.1.10時点）

11月申請 505件のうち審査会の予定が決まっていない数 2件

12月申請 580件のうち審査会の予定が決まっていない数 151件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）



## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

1/27の桐生市調査員研修にご参加いただいた調査員の皆様、お疲れさまでした。  
研修内容の補足で、「麻痺・拘縮（下肢）」について、確認します。

### ★★「1-1、2 麻痺・拘縮（下肢）」について★★

確認動作に基づき判断します。主観的な筋力の低下のみで判断しないよう留意します。

#### 1-1 麻痺（下肢）

本人が自分で動かせるかどうかの確認動作を行い、規定の動作（座位の場合、ほぼ水平に足を  
挙上したまま保持）ができるかどうかで判断。

#### 1-2 拘縮（下肢）

調査員が動かして確認動作を行い、規定の動作が出来るかどうか（可動域に制限がないか）で  
判断。ほぼ水平に挙上することは健康な人でも難しいので、膝が伸びていれば「拘縮なし」と  
判断する。

#### 【調査状況】

座位にて本人が下肢を挙上すると左右とも7割しか挙上できなかった。調査員が確認動作を  
実施すると、右足は7割が限界であったが、左足は膝をほぼまっすぐに伸ばすことができた。

#### 【特記事項の例】

座位にて確認動作実施。左下肢は自動で7割の挙上であったが、他動にて膝をほぼまっす  
くに伸ばすことができた。右下肢は自動、他動ともに7割の挙上であった。「左下肢麻痺」「右  
下肢膝関節拘縮」を選択した。

*ポイント！右足は自動、他動ともに可動域が同じのため、「拘縮あり」で「麻痺なし」となります。*

### ～お知らせ～

調査員研修会の配布資料を追加でご希望される方は、介護審査係まで声をかけてください

#### 【介護認定の状況】（R1.2.10時点）

12月申請	579件のうち審査会の予定が決まっていない数	2件
1月申請	606件のうち審査会の予定が決まっていない数	149件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）



## 認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

この1年間、調査員の皆様には大変お世話になりました。来年度も引き続き、適正な介護認定のため、認定調査のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

### ★★★「eラーニング問題集で、正答率が低かった質問」について★★★

#### 2-10 上衣の着脱

質問：あてはまる選択肢はどれですか。「上衣の着脱」は、自力で介助なしに行っているが、着る順番が分からないので、一枚ずつ声かけしながら衣服を用意して手渡している。

- 1 介助されていない
- 2 一部介助
- 3 見守り等

解説：声かけを行っているので、「見守り等」を選択。なお、衣服の手渡しは一連の行為に含まれません。

回答：見守り等

#### 4-9 一人で出たがる

質問：下肢筋力の低下が進んで歩行できない場合の選択について、正しいものはどれですか。

- 1 歩ける場合を想定して選択する
- 2 介護の手間が発生しているかどうかで選択する
- 3 「ない」を選択する

解説：基本調査では、「一人で外に出たがり目が離せない」行動の頻度を評価します。環境上の工夫等で外に出ることがない場合、または、歩けない場合等は含みません。

回答：ない

eラーニングシステムでは、「全国テスト10」「重点問題集」が受講できるようになっています。未受講の調査員さんはこの機会に問題を解いてみてください。

#### 【介護認定の状況】（R2.3.9時点）

1月申請	605件のうち審査会の予定が決まっていない数	7件
2月申請	458件のうち審査会の予定が決まっていない数	82件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）